



5月は消費者月間

高齢者の被害防止

～家族、近所の人も注意を～



悪質業者は 高齢者を狙っています

全国的に悪質商法による消費者トラブルの相談が増加しています。悪質業者は、日々新しい手法で、あなたや、あなたの家族を狙っています。

だまされやすさ 心理チェック

消費トラブルに対するあなたの傾向は？
 (あてはまる項目に○をつけてください)
 ① 自分のまわりにあまり悪い人はいないと思う
 ② 相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ
 ③ たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う
 ④ 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う
 ⑤ 有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう
 ⑥ 人からすすめられると断れない方だ
 ⑦ 迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある
 ⑧ 実際、身近に相談できる人があまりいない
 ⑨ しつかり者だと思われる
 ⑩ 心理チェックの結果
 が多いほど、消費者トラブルにあう危険性が高い傾向にあります。

トラブルを避けるための 注意点

契約者本人の注意のポイント
 見るだけ、話を聞くだけと言われても、知らない人は家に入れない。
 訪問者がどこのだれか、何の用かが分かるまでドアを開けない。
 本当に必要なのかをよく考え、必要なければはっきり断る。
 その場で決めず、契約の前に家族や知人に相談する。
 契約や工事を急がせる業者には気をつける。

身近な方々の 気づきのポイント

見慣れない人物が入りしつている。
 「日用品を無料でもらえる」などの会話に注意する。(催眠商法の手口に乗っていないか) 玄関先に見慣れない段ボール箱や新しい商品が置いてある。
 新しい布団や多量の健康食品、医療用具など普段見慣れないものが必要以上にある。
 お金に困っている様子が見られる。

特徴1 だまされたことに 気づきにくい
 「私はだまされたことがない」と言う方も、話をしていくと
 ① ② ③に○をつけた人
 ④ ⑤ ⑥に○をつけた人
 ⑦ ⑧ ⑨に○をつけた人
 だまされたとき一人で抱え込んでしまう傾向があります。
 高齢者の消費者トラブルには 次のような特徴があります

特徴2 被害にあっても 誰にも相談しない

被害にあっても自覚している方でも、誰にも相談しない場合が少なくありません。被害にあったことを恥ずかしく



高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。親しくなった若い販売員を慕って契約するケースもあります。疑うことを知らない高齢者は、まさか自分がだまされているとは思わないのです。

契約してしまったが...

訪問販売などで勧められるままに契約してしまつて、あとで冷静に考えると必要がない、または支払いが大変と気づいた...
 そんな時のためにあるのが「クーリング・オフ」(頭を冷やす)という制度です。クーリング・オフを使えば、一定期間内(訪問販売の場合は契約書面を受け取った日から8日以内、マルチ商法、内職・モニター商法は20日以内)であれば無条件で契約を解除することができます。
 支払い済みの現金は、全額返金されます。違約金や損害

賠償金を支払う必要はありません。

業者によるクーリング・オフの妨害などは、消費生活相談などの窓口へ相談しましょう。
 クーリング・オフの効果は、期間内に書面を送すれば発生します。相手に届いていなくても有効です。
 クーリング・オフできないときでも、業者の不当な勧誘行為があったことを理由に消費者契約法で契約を取り消すことができる場合や、契約で一定の解約料を支払つて解約できることになっている場合、交渉で合意解約できることもあります。あきらめずに相談することが大切です。

テレビで見たあの話 もう少し詳しく 聴いてみませんか? あなたが だまされないために

消費生活上の悪質業者とのトラブルは、年々巧妙になり、被害にあつたあとでは、その処理が非常に難しくなります。トラブル回避のためにも、ぜひ、事前に情報を確認しましょう。市では、消費生活相談窓口を開設しています。被害にあつたあとの相談はもとより、被害にあわないためにも、事前の情報確認として、気軽に立ち寄り、ご利用ください。

クーリング・オフ ハガキの書き方

契約解除通知書
 契約年月日 平成〇年〇月〇日
 商号名 △△△△△
 契約金額 △△△△△円
 販売会社名 ○株式会社□営業所
 右記の契約は解除します。
 尚、お支払い済みのお金を返金し、商品を引き取つていただきます。
 平成〇年〇月〇日 氏名 △△△△△
 下田市〇〇町〇〇番地

〇〇県〇〇市〇〇町
 〇〇丁目〇番〇番地
 ○〇〇株式会社
 代表者 様

書面は裏表「コピーをとつて、配達記録郵便」で送る。
 クレジット払いで契約した場合は、クレジット会社宛にも通知する。

消費生活相談

開催日時
 毎月3のつく日
 (3日・13日・23日)
 当日が祭日の場合はその日後において、その日に最も近い休日でない日
 午前10時～午後3時
 今月の相談日は、7日(月)、14日(月)、23日(水)です。
 場所 市役所会議室
 相談員 平野陽子さん

問合せ先

産業振興課
 ☎22-3914